

衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 4 月 15 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出第 31 号）
 - ・西村国務大臣、宮下内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
- （質疑者）金子俊平君（自民）、泉田裕彦君（自民）、今井雅人君（立国社）、中島克仁君（立国社）、吉田統彦君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

金子俊平君（自民）

- （1） 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 影響を受けている地域経済を回復させる方策についての西村国務大臣の考え
 - イ 事業者の資金繰り支援における情報伝達の地域間格差を解消するための対策
- （2） 地域銀行における基盤的サービス維持計画の実施期間（最長 5 年間）経過後のサービスの維持を担保するための方策
- （3） 本法律案及び「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「地域公共交通活性化再生法改正案」という。）により地域の公共交通機関を守る方策
- （4） 本法律案を運用するに当たっての公正取引委員会による関与の方針及び合併等を行おうとする場合に事業者がまず相談すべき省庁

泉田裕彦君（自民）

- （1） バス路線が競合していない地域における住民の移動ニーズに対する施策
- （2） 地域公共交通活性化再生法改正案
 - ア 同改正案を円滑に実施するため、地方自治体が必要な地域交通を選択できるような経費を基準財政需要額に含める必要性
 - イ 地域旅客運送サービス継続事業の創設に当たり、地方自治体の財源確保のために国土交通省と総務省が調整する必要性
- （3） 地域における交通確保の観点を踏まえた自動運転車導入の見通し
- （4） 地域銀行に対する特例
 - ア 2019 年 9 月期における地域銀行の経常収益、経常費用、総収益、店舗数及び職員の総数
 - イ 合併や経営統合に伴う当該金融機関利用者への影響
 - ウ 本法律案により合併若しくは経営統合について更なる条件緩和をして進める理由

今井雅人君（立国社）

- （1） 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策
 - ア 雇用調整助成金の申請手続
 - イ 持続化給付金の申請手続

- ウ 持続化給付金の申請から受給までに要する期間
- エ 個人への30万円の現金給付が家計支援目的であることの確認
- オ 申請によらず給付が自動的に行われるべきとの意見に対する政府の見解
- カ 日本政策金融公庫による融資の実績

(2) 本法律案

- ア 「地域」の定義
- イ 本法律案が比較的広域で事業を行う者と市町村規模の事業者との合併で適用となるかの確認
- ウ 銀行と乗合バスの2つの業種に限定された経緯
- エ 2つの業種以外に適用を広げる考えの有無
- オ 本法律案により共同経営を行うこととなった事業者は本法律案の廃止後も事業を継続できるかの確認
- カ 特例の適用を受けた事業者による料金の値上げがなされた際にそれが寡占化によるものか判断する方法
- キ 乗合バスのみならず地域の移動手段を確保する方策

中島克仁君（立国社）

(1) 本法律案

- ア 銀行業及び乗合バス事業以外の業種に対する特例の検討、申請の有無、今後10年以内において申請が想定される業種及び申請がされた場合におけるプロセス
- イ 本法律案における特例が暫定的な位置付けであることの確認
- ウ 地域公共交通活性化再生法改正案との関連性及び整合性
- エ 本法律案の目的である、消費者利益の確保とサービスの提供維持の整合性
- オ 共同経営に関する認可が行われた後に認可基準に適合しなくなった場合の措置
- カ 地域公共交通の在り方に対する西村国務大臣の見解

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言に対する西村国務大臣の見解及び同日の専門家会議以後の経緯
- イ 全国の医療機関へのサージカルマスク等の配布状況
- ウ マスク等の防護品の国内生産の早期整備に関する西村国務大臣の見解
- エ 軽症者の健康観察を行う場所を法的に位置付ける必要性

吉田統彦君（立国社）

- (1) 本法律案及び地域公共交通活性化再生法改正案により地域の交通網の再編・維持を図ることの確認並びに地域における移動手段を自家用有償旅客運送により確保することに対する政府の見解
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大により地方経済が打撃を受ける中で、本法律案の施行日を公布の半年後としたままで事業者の要請に沿えるかについての西村国務大臣の見解
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 国会議員の歳費及び閣僚の給与を削減又は返納することについての検討の有無及び西村国務大臣の見解
 - イ 与野党の国対委員長間で合意した国会議員の歳費返納について、返納額を2割ではなく半額とすべきとの指摘に対する西村国務大臣の見解
 - ウ 西村国務大臣が新型インフルエンザ等対策特別措置法のみならず新型コロナウイルス感染症対策全般について所管していることの確認
 - エ 令和2年4月7日の新型インフルエンザ等緊急事態宣言において、愛知県が対象地域に含まれな

かった理由及び経緯

- オ 感染状況の分析を引き続き行い、愛知県を緊急事態宣言の対象地域に含める必要が生じた場合に速やかに対象地域に含めることの確認
- カ 緊急経済対策の持続化給付金の支給対象に、前年同月との売上比較ができない新規事業者を含めることについての検討状況
- キ 重症患者から医師への2次感染を防止するため、特殊な方法により気管内挿管を行う技量を持つ医師を確保すべきとの指摘に対する橋本厚生労働副大臣の見解
- ク 重症化した透析患者に対する適切な医療提供体制の確保について検討する必要性
- ケ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が公募した「新興感染症に対する研究開発に係る新規技術基盤の開発」について、今後の審査及び研究費の配付等の予定

塩川鉄也君（共産）

（1） 地域銀行の合併

- ア 独占禁止法が株式保有、合併等の企業結合により競争を実質的に制限することとなる場合に当該結合を禁止している理由
- イ 企業結合は市場における競争が実質的に制限される場合があるため消費者又は事業者に対するサービス水準の低下につながるおそれがあることの確認
- ウ 地域銀行の経営統合について、独占禁止法での措置の適用除外とし、本法律案で措置する理由
- エ 公正取引委員会は、本法律案の提出前には地域銀行の経営統合について独占禁止法上の判断が必要との見解を示していたことの確認
- オ 金融庁による地域銀行の経営統合判断があったとしても、公正取引委員会は利用者利益の観点から独占禁止法上の判断を行うことが必要との考えを示していたことの確認
- カ 利用者利益を守る立場から、地域銀行の経営統合には独占禁止法上の判断による対応が必要との意見に対する見解
- キ 本法律案は、地域銀行の経営統合を優先したことにより、競争が実質的に制限され、消費者又は事業者の選択肢が事実上失われる事態が生ずる懸念を拭えないとの意見に対する西村国務大臣の見解
- ク 地域銀行の経営悪化の要因は、アベノミクスを支える金融緩和政策により金利がマイナスまで下がり、国債の運用や貸出しで十分な利益が確保できなかったことではないかとの意見に対する見解

（2） 新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 緊急事態宣言を公示した7都府県並びに累積の感染者数が多い北海道、愛知県及び京都府における倍加時間及び感染経路が不明である感染者数の状況
- イ クラスタが発生する懸念があるため強く自粛要請を求めた繁華街の接客を伴う飲食店等については、休業してもらうことが効果的であり、休業補償を行うことが政府の要請に合致する形になるのではないかとの意見に対する西村国務大臣の見解

浦野靖人君（維新）

- （1） 本法律案の対象を乗合バス事業者に限定する理由
- （2） 本法律案はライドシェア等従来想定していない形態の旅客運送の参入を排除するものかどうかの確認
- （3） 本法律案による全国のバス事業者の業績回復の見込み
- （4） 地域金融機関の経営悪化の原因について国としての問題意識